

沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務検査要領

制定 平成22年3月24日 土技第1227号

改定 平成23年3月29日 土技第1372号

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県土木建築部が委託契約した測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。）、地質調査業務（地質又は土質について調査、計測、解析及び判定を行うことにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行う業務をいう。）（以下「測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務を併せて「委託業務」という。）の適正な履行を確保するため、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条及び第114条の規定に基づく検査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要領の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 土木設計業務等委託契約約款（平成9年3月31日土総第2768号）により契約した委託業務
- (2) 建築設計業務委託契約約款（平成12年6月2日土技第158号）により契約した委託業務
- (3) 建築工事監理業務委託契約約款（平成21年9月29日土企第1295号）により契約した委託業務
- (4) 総合的技術支援業務契約約款（平成18年3月23日土技第11181号）により契約した土木建築部が発注する工事において行う監督業務

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「検査」とは、委託契約の給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う履行部分を含む。）において契約の適正な履行を確保するために行う確認をいう。
 - (2) 「調査職員等」とは、沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務監督要領第3条第1項第2号に定めるものをいう。
- 2 前項に定めのない用語については、財務規則及び契約図書（契約書、共通仕様書、特記仕様書、別冊の図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「完了検査」とは、委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (2) 「指定部分完了検査」とは、発注者が契約図書において業務の完了に先立って引渡しを受けることを指定した部分を確認するための検査をいう。
- (3) 「引渡部分完了検査」とは、委託業務の一部が完了し、かつ、当該完了部分が可分で引渡しが行われる場合において当該完了部分を確認するための検査をいう。
- (4) 「既済部分検査」とは、業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において当該委託業務の既済部分を確認するための検査をいう。

(検査員の選定)

第5条 契約担当者は、原則として主任技師以上の職にある者から検査員を選定する。

- 2 検査員の職務は、財務規則第115条の規定に基づきやむを得ない場合を除き調査職員等の職務を兼ねることができない。

(検査員の服務)

第6条 検査員は、検査を行うにあたっては厳正かつ公平に実施し、合格、不合格を決定しなければならない。

- 2 検査員は、あらかじめ検査の対象となるものの内容、契約図書を熟知の上、検査にのぞむものとする。

(検査の準備及び立会い)

第7条 調査職員等は、検査に際し検査員の行う検査に必要な関係書類及びその他必要なものを受注者に指示し又は自ら準備するものとする。

- 2 調査職員等は、委託業務の検査に当たり検査及び成績評定に支障のないように検査に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは委託業務の内容を十分理解している者を代理とすることができる。

(検査の判定)

第8条 検査員は、検査の合格又は不合格の判定をする場合は、その成果物等が契約図書に適合しているか否かで判定を実施するものとする。

- 2 検査員は、検査の合否の判定が困難な場合には、上司の指示を受けなければならない。

(出来高不足に対する措置)

第9条 検査員は、検査の結果、出来高不足及び成果不良等により不合格と決定したときは検査結果指示書(委託検査様式第1号)により調査職員等に指示しなければならない。

- 2 調査職員等は、検査員より前項の指示を受けた場合は速やかに修補命令書(委託検査様式第2号)により受注者に修補の履行を命じなければならない。

(検査結果の復命)

第10条 検査員は、検査を終了したときは速やかに委託業務検査復命書(委託検査様式第

- 3号)を作成し、契約担当者に復命しなければならない。
- 2 検査員は、第12条に基づく再検査を終了したときは速やかに修補確認検査復命書(委託検査様式第4号)を作成し、契約担当者に復命しなければならない。

(検査結果の通知)

第11条 契約担当者は、検査が合格した場合は速やかに検査合格通知書(委託検査様式第5号)を受注者に通知しなければならない。

(再検査)

- 第12条 検査員は、受注者から修補完了報告書を受けたときは再検査をしなければならない。
- 2 再検査は、第3条から第10条までの規定を準用する。

(検査調書等の作成)

- 第13条 検査員は、検査を終了したときは委託業務検査調書(委託検査様式第6号)を作成し、完了検査の場合は〔完了・指定部分完了・引渡部分完了〕検査委託費内訳書(委託検査様式第7号)を、既済部分検査の場合は委託出来高調書(委託検査様式第6号の2)及び既済部分検査委託費内訳書(委託検査様式第8号)を添付して、契約担当者に提出しなければならない。
- 2 検査員は、財務規則第113条第6項の規定に基づき当該契約金額が100万円未満のものについては受注者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し記名押印して検査調書に代えることができる。

(その他)

第14条 本要領は、一般的、共通的事項を示したものであるのでこれにより難しい場合は別に定める要領によることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

調査職員等 殿

検査員 職名 ○ ○
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

検査結果指示書

平成 年 月 日検査の結果給付内容が不完全であったので、次のとおり修補命令をお願いします。

業務番号		
委託業務の名称		
履行場所		
受注者		
業務委託料		
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
立会人	県側	
	受注者側	
(指示の内容)		

第 号
平成 年 月 日

(受注者)
住所
商号又は名称
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 殿

(契約担当者)
沖縄県知事 (またはかい長) ○ ○ ○ ○ 印

修 補 命 令 書

平成 年 月 日に完了検査を行った下記業務について、修補を命じます。

記

業務番号	
委託業務の名称	
履行場所	
修補事項	

注意：修補事項が完了したときは、修補完了報告書を提出し修補確認の検査を受けること。

(契約担当者)
沖縄県知事 (またはかい長) ○ ○ ○ ○ 殿

検査員 職名 ○ ○
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

委託業務検査復命書

下記のとおり (完了・指定部分完了・引渡部分完了・既済部分) 検査をしましたので、
復命します。

記

- 1 業務番号 第 号
- 2 委託業務の名称
- 3 履行場所
- 4 受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名
- 5 契約年月日 平成 年 月 日
- 6 履行期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
- 7 完了年月日 平成 年 月 日
- 8 検査年月日 平成 年 月 日
- 9 立会者 県側 受注者側
- 10 合否の判定
- 11 検査意見

(契約担当者)

沖縄県知事 (またはかい長) ○ ○ ○ ○ 殿

検査員 職名 ○ ○
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

修補確認検査復命書

下記のとおり確認検査をしましたので、復命します。

記

- 1 業務番号 第 号
- 2 委託業務の名称
- 3 履行場所
- 4 受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名
- 5 契約年月日 平成 年 月 日
- 6 修補期限 平成 年 月 日
- 7 修補完了年月日 平成 年 月 日
- 8 修補完了報告年月日 平成 年 月 日
- 9 修補確認検査日 平成 年 月 日
- 10 立会者 県側 受注者側
- 11 合否の判定
- 12 確認事項

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 殿

(契約担当者)

沖縄県知事 (またはかい長) ○ ○ ○ ○ 印

検査合格通知書

次の業務の(完了・指定部分完了・引渡部分完了・既済部分)検査結果について通知します。

業務番号			
委託業務の名称			
履行場所			
契約年月日	平成 年 月 日		
検査年月日	平成 年 月 日	検査員職氏名	
検査結果			
備考			

注意：検査結果欄には、完成検査の場合は「合格」、指定部分完了検査及び引渡部分完了検査の場合は、「・・・について確認」、既済部分検査の場合は、「出来高 % 確認」と記入する。

委託業務検査調書				
課長 所長	班長	主幹	主任技師	班員
<p>1 委託業務の名称</p> <p>2 受注者 住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>3 業務委託料</p> <p>4 契約年月日 平成 年 月 日</p> <p>5 検査内訳 (完了・指定部分完了・引渡部分完了・既済部分) 検査</p> <p>6 履行期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>7 所要期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">上記委託業務は、平成 年 月 日 (完了・指定部分完了・引渡部分完了・既済部分) 検査の結果、設計図書その他指示事項に適合したものと確認します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">検査員 職名 ○ ○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印</p>				

- 注意1：履行期間は、契約書に記載された履行期間を記入すること。
- 注意2：所要期間は、完了検査においては、実際に業務を行った期間を記入し、既済部分検査においては、対価の対象となる期間を記入すること。

委託出来高調書

業務委託料 (①)

前払金額 (②)

(建築工事監理業務は前払金額0円)

1 業務出来高 (③ = 出来高累計額 × 請負比率)

2 同上 9 / 10 額 (④ = ③ × 9 / 10)

3 前払金控除額 (⑤ = ③ × (② / ①))

4 部分払済金 (⑥)

5 支払可能額 (④ - ⑤ - ⑥)

≡

注意：「1 業務出来高」、「2 前払金控除額」は、円単位まで記入し小数点以下切り捨て、
「4 支払可能額」は、円単位まで記入し千円以下切り捨てる。

既済部分検査委託費内訳書

委託業務の名称 _____

(単位：円)

名称	設計額		前回迄出来高額		今回出来高額		出来高累計額			残 額		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	%	数量	金額	
業務委託料 = _____ (当初業務委託料)												
請負比率 = _____ (当初設計額)												
業務出来高 = (出来高累計額 × 請負比率)												

注意：出来高累計額の%は小数点第1位までとする。